

長野県住宅供給公社一般行動計画

当公社は、すべての職員が仕事と子育てなど家庭生活を両立することができ、その能力を十分発揮できるようにするとともに、女性職員が働きやすく活躍できる環境を整備するために、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しました。

- 1 策定日 令和4年3月15日
- 2 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- 3 実施内容

目標1

出産・育児にかかる休暇・休業の制度について、全職員に理解をさせる取組みを行う。

特に、計画期間内に、長野県住宅供給公社職員の育児休業等実施要領に該当する職員の、育児休業取得状況を、次の水準以上にします。

男性職員： 計画期間中に1名以上取得

女性職員： 取得率80%以上

《対策》

- ・令和4年4月～ 男女とも育児休業取得が可能である旨を、管理職を含めた全職員に対する周知を継続します。
- ・令和4年4月～ 出産・育児に関する制度の理解を深めるために、改めて制度の周知を行います。

目標2

計画期間内に、年次有給休暇の年間平均取得日数を1人10日以上にします。

《対策》

- ・令和4年4月～ 年次有給休暇取得促進のため、連続した休暇を計画的に取得するよう呼びかけを継続します。
- ・令和4年4月～ 勤続年数10年以上の者に対しては、既設のリフレッシュ休暇（5年毎に連続して5日間）の取得を促します。

- ・令和4年4月～ 定期的に、所属長から所属職員の休暇状況を報告させ、取得が少ない職員に対し計画的に休暇をさせるよう促します。

目標3

所定外労働の削減を進めるため、毎週水曜日及び金曜日をノー残業デーとしていますが、引き続き環境の整備と周知を行います。

《対策》

- ・令和4年4月～ 定期的に全職員に周知するとともに、確実に実施できる環境となるように、引き続き管理職に働きかけます。

目標4

女性の雇用が少なかった技術系の職種や住宅管理業務における特定の職種について、女性が働きやすい環境を整え、採用者を増加するように努めます。

目標値：該当する職種について、1割を女性職員とします。
(現在は約7%)

《対策》

- ・令和4年4月～ 女性が安心して働ける環境づくりをするため、上司や他の職員との連携を深められる体制づくりとします。
- ・令和4年4月～ 業務への不安を軽減するため、当該業務に係る研修を実施します。